



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*84 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則(人事課)

○ 告示

- 1588 救急病院の認定 (医務課)
- 1589 和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成19年和歌山県告示第1423号)の一部変更 (資源管理課)
- 1590 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (")
- 1591 " (")
- 1592 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1593 新道路の供用開始等 (")
- 1594 道路の区域変更 (")
- 1595 新道路の供用開始等 (")
- 1596 道路の区域変更 (")
- 1597 新道路の供用開始等 (")
- 1598 道路の区域変更 (")
- 1599 新道路の供用開始等 (")
- 1600 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 1601 " (")

○ 訓令

*31 和歌山県情報セキュリティ対策基準規程の一部を改正する訓令 (情報政策課)

○ 公告

二級河川 太田川水系河川整備基本方針 (河川課)

規 則

和歌山県規則第84号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則(昭和42年和歌山県規則第22号)の一部を次のように改正する。

本則第1号から第9号までの規定中「平成20年3月1日」を「平成21年3月1日」に改める。

本則第10号中「平成20年1月1日」を「平成21年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1588号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 富田病院
- 2 所在地 岩出市紀泉台2
- 3 有効期限 平成23年12月31日

和歌山県告示第1589号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成19年和歌山県告示第1423号)の一部を平成20年12月12日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のように公表する。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

「次のように」を省略し、農林水産部水産局資源管理課、海草振興局産業振興部産業総務課、有田振興局産業振興部産業総務課、日高振興局産業振興部産業総務課、西牟婁振興局産業振興部産業総務課及び東牟婁振興局産業振興部産業総務課に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第1590号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成21年1月14日(水)午前10時から
- 2 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館 4階 農林水産部会議室
- 3 被聴聞者

- (1) 氏名 橋本明義
- (2) 住所 和歌山県有田郡湯浅町大字栖原738
- (3) 漁業許可 小型機船底びき網漁業
- (4) 許可番号 ワカ小型第705号
- (5) 船舶名 春日丸(WK2-3490)

和歌山県告示第1591号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成21年1月14日(水)午後1時から
- 2 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館 4階 農林水産部会議室

3 被聴聞者

- (1) 氏名 中村拓也
- (2) 住所 和歌山県和歌山市本脇543
- (3) 漁業許可 瀬戸内海機船船びき網漁業
- (4) 許可番号 第55号・第56号
- (5) 船舶名 第十一孝栄丸(WK2-3718)
第十二孝栄丸(WK2-3719)

和歌山県告示第1592号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字志賀字殿原557番1地先から同町大字志賀字島ノ向415番1地先まで	旧	4.40 } 36.00	966.50	
同上	新	4.40 } 36.00	966.50	
同上	新	11.48 } 66.80	522.00	伯耆坂橋 L=26.70 ほたる橋 L=24.00

和歌山県告示第1593号

平成20年和歌山県告示第1592号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年12月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1594号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡かつらぎ町大字志賀字山原246番地先から同町大字志賀字中番229番1地先まで	旧	6.38 } 15.44	217.51	
同上	新	12.14 } 22.57	216.33	

和歌山県告示第1595号

平成20年和歌山県告示第1594号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年12月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1596号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備考
		メートル	メートル	

	別	メートル	メートル	
和歌山市平井字渡り上83番3地先から同市平井字渡り上80番5地先まで	旧	31.50 ? 37.75	12.25	
同上	新	31.50 ? 36.00	12.25	

和歌山県告示第1597号

平成20年和歌山県告示第1596号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年12月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1598号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 南部停車場線

区 間	新旧の別	敷地の		備 考
		幅員 メートル	延長 メートル	
日高郡みなべ町芝字松原添378番32地先から同町芝字松原510番2地先まで	旧	13.00 ? 50.67	357.50	
日高郡みなべ町芝字松原添370番6地先から同町芝字松原510番2地先まで	新	13.00 ? 13.50	319.50	

和歌山県告示第1599号

平成20年和歌山県告示第1598号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年12月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1600号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3010	岩出市相谷字一ノ谷39番1の一部、39番2の一部、486番5、486番6、486番7、488番1の一部、489番1の一部、岩出市相谷字池ノ内543番の一部、544番2の一部、545番一部、546番1の一部、546番2の一部、546番3の一部、546番4の一部、551番7の一部、水路	岩出市根来92番地 有限会社銀徳取締役 吉村公俊	平成 20.12.12	6.00 ?	72.60
				6.50 6.00 5.00	43.70 28.00

和歌山県告示第1601号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3019	岩出市曾屋字白才414番1の一部	紀の川市粉河940番地1 森田敏夫	平成 20.12.12	6.00	46.58

訓 令

和歌山県訓令第31号

庁中一般
各地方機関

和歌山県情報セキュリティ対策基準規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県情報セキュリティ対策基準規程の一部を改正する訓令

和歌山県情報セキュリティ対策基準規程(平成16年和歌山県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

第10条第2号キ中「パソコンの盗難防止のために」を「盗難防止のための」に、「物理的保護管理下に置くとともに」を「物理的保護管理がなされ、かつ」に、「を行うこと」を「がなされたパソコンを用いること」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年12月24日から施行する。

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、二級河川太田川水系河川整備基本方針を次のように定めたので、同条第5項の規定により公告する。

平成20年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公 告

二級河川 太田川水系河川整備基本方針

1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1)流域及び河川の概要

①流域の概要

太田川は、その源を和歌山県東牟婁郡那智勝浦町^{みねやま}峯山（標高 879m）と那智山（標高 883m）に発し、山間部を蛇行しながら流下して出合地先で小匠川^{こたくみがわ}と合流し、その後、中野川^{なかのがわ}・中里川^{なかざとがわ}・庄川^{しょうがわ}・井鹿川^{いじしがわ}等の支川を合わせ、那智勝浦町下里^{しもさとくまのなだ}で熊野灘に注ぐ、幹川流路延長約 25.9km、流域面積 108.3km²の二級河川である。また河口から約 2km 地点の大宮橋までは 1/4,000 程度の緩やかな河床勾配、大宮橋から上流は 1/700 程度の比較的急勾配な河床となっている。また、河口から約 1km は感潮区間となっている。

気候は、黒潮の影響を受け、年平均気温が約 17℃と一年を通じて温暖である。また流域の年間降水量は上流の山間部で約 3,700mm、下流の平野部で約 2,500mm となっており、我が国の年平均降水量を大きく上回っている。

太田川流域の約 79%は那智勝浦町に属し、支川小匠川上流の約 21%が古座川町^{こざがわちよう}に属している。流域の地質は、主に砂岩・泥岩^{でいがん}が広く分布し、上流域に火成岩が分布して急峻な山地と谷底平野が形成され、下流部の川筋に砂礫・粘土の沖積層が分布してまとまった平野が形成されている。

流域の土地利用としては、河口の海岸付近まで急峻な山地が迫るため、山地が約 95%、水田・畑が約 4%、宅地が約 1%となっている。

太田川流域が属する那智勝浦町には南紀を代表する温泉「勝浦温泉」^{かつうらおんせん}があり、豊富な湯量と絶景の海岸美に恵まれ、生鮮まぐろ水揚げ日本一の勝浦漁港^{かつうらぎよこう}で水揚げされた海の幸を供する温泉保養地としても有名である。

上流域では富士山に見える最遠地として知られる妙法山^{みょうほうざん}（標高 749m）の山頂に、県の文化財として指定されている「阿弥陀寺の大師堂」^{あみだじ}がある。

下流域の太田地区にある「大泰寺の薬師如来像」^{だいたいじ}は、かつて一般の拝観が禁じられていた秘仏で、国の重要文化財に指定されている。また「高芝の獅子舞」^{たかしぼ}は、勇壮で風雅な獅子舞で 350 年以上の歴史をもち、県民俗重要無形文化財に指定されている。

太田川流域の主要な産業は、林業及び農業であり、地域の特産品として色川茶やイチゴなどの栽培が行われている。また、レクリエーションの場としての森林の有効活用が行われている。

②治水事業と現状

太田川流域は多雨地域に属するため度々洪水被害を受けている。昭和 14 年、昭和 22 年、昭和 23 年、そして昭和 24 年と大洪水が続いたことを契機に、昭和 33 年に洪水から農地を防御することを目的とした農地防災の小匠ダムが支川小匠川上流に建設されている。その後も昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風、昭和 42 年 10 月の台風 34 号などの洪水での甚大な被害を受け、河口から 2km までの区間を対象として護岸等の河道整備が行われてきたが、近年でも、平成 13 年 8 月の台風 11 号で浸水戸数 261 戸、浸水面積 110ha に及ぶ被害が発生しており、整備が十分ではなく、今後も洪水被害の軽減を図る必要がある。

③河川利用の現状

太田川での河川水の利用については、古くから農業用水として、また、井鹿川合流点の直下流においては、那智勝浦町の水道用水に利用されている。雨量が多い流域であることから、渇水による被害は特に発生していない。

河川空間の利用については、上流部の^{えんまんじこうえん}円満地公園にオートキャンプ場や川遊びのための整備がなされ、親水的な利用が行われている。中流部の深い淵は、夏期には子供の水遊び場となっており、瀬ではアユ釣りが行われる。また、河口部の砂州は、海水浴やキャンプなどのレクリエーションに利用されている。

④河川環境の現状

太田川流域の上流部は険しい渓谷を蛇行して流れ、瀬・淵が連続して形成されている。川沿いにはスギやヒノキの人工林とスタジイやウバメガシなどの天然林が分布し、カワガラス、オシドリなどの多様な鳥類の生息場となっている。

中流部は、太田平野を蛇行しながら流下し、河道内には、瀬と淵が連続し、アユ、カワムツ、ウグイ、ハゼ類など多様な魚類の生息場となっている。河岸にはスギやヒノキの人工林、スタジイ、ウバメガシなどの天然林、モウソウチクなどが河畔林を形成し、川幅が広いところでは、礫を主体とした河原が発達してヨシ群落やスキ群落が点在している。また、カワセミ、サギ類、セグロセキレイ、ホオジロ等が生息し豊かな環境が形成されている。

下流部は、下里の町並みが広がり、河口では砂州が発達し、ハマゴウ、ハマボウ、ハマエンドウ、ハマヒルガオなどの海浜植生が見られる他、カワウ、サギ類、コチドリ、シロチドリ、冬に渡来するカモ類などの生息場、アカウミガメの産卵場となっている。太田川と江川の中洲には照葉樹林が見られ、付近にはホウライチクの大きな群落がある。また、河岸は河口付近のハマボウ群落の他、エノキなどの河畔林が、ウグイス、メジロなどの生息場となっている。水際にはヨシ群落が分布し、河道にはアユやハゼ類などの魚種が見られ、多様な河川環境を保っている。

沿岸付近はシロウオの生息場となっており、春になると川を上ってくるため河口ではシロウオ漁が始まり風物詩となっている。

太田川の水質については、環境基準A類型（2mg/l以下）に指定され、BOD75値をみると全川にわたり約0.9mg/l（昭和63年～平成18年の19ヶ年の平均値）で良好である。

太田川流域の河川愛護団体としては、現在6団体の登録があり、中里地区、庄地区および井鹿地区等において、河川清掃や草刈り等の活動が行われている。

(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

①河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また河口部のハマボウ群落をはじめとする自然豊かな環境と河川景観を保全、継承するとともに、良好な水質の維持、人々に親しまれている河川空間を維持していくため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。

②洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

災害の発生防止または軽減に関しては、近年最大の被害が発生した平成13年8月洪水を考慮し50年に一回程度の降雨による洪水から沿川地域を防御することを目標とする。そのため河道の拡幅・築堤、河床掘削および高潮対策による整備を進めるとともに、関係機関と調整しながら流域内の既存施設で洪水調節を行うことにより治水安全度の向上を図る。また太田川流域は、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、今後発生が懸念される地震や津波による被害の軽減に努めるとともに、洪水ハザードマップの作成・活用の支援や、洪水氾濫が予想される地区の水防活動や避難活動が円滑に実施されるように、関係機関や地域住民へ氾濫危険情報等の迅速な提供を行う。

③河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては、農業用水、水道用水として取水されている。近年の農業人口の減少等も鑑み、今後、水利権と水利用の現状把握に努め、適正な水利用に努める。異常渇水時における対策としては、関係機関との連絡、調整機能の

充実を図り適正かつ効率的な水利用に努める。

④河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水との整合を考慮し、関係機関と協力して河川全体として調和を図るものとする。

上流部では、溪流環境の保全に努める。中、下流部で河道内に多く見られる瀬・淵、河畔林、河原などは多様な動植物の生息・生育の場となっており、これらの自然環境の保全に努める。中流部の湾曲部では、露呈した岩盤と瀬や淵などが子供の水遊び場として良好な河川空間を形成しているため、現状のまま保全し、下流部は市街地に位置する区間であるため、人々と川が触れ合う場として水辺環境の保全に努める。

またアユ、ウグイ、ハゼ類等の回遊魚を含めた魚類の移動に配慮し、関係機関と連携し上下流の連続性の確保に努める。

⑤河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、河川工事と合わせ「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」及び、「河川環境の整備と保全」の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切な管理に努める。河道内の樹木については、その治水及び、環境上の機能を考慮した上で適正な管理に努める。また、河川の利用については、流域の自然環境・社会環境からみた地域特性との整合及び、地域のニーズを踏まえた調整により、適正な河川空間の利用と保全を図るとともに、河川空間を安心して利用できるような確かな河川情報の提供に努める。さらに、河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、自然豊かな環境と河川景観に配慮し、河川美化、水質事故対応等に努める。

2 河川整備の基本となるべき事項

(1)基本高水並びにその河道及び流域内の洪水調節施設への配分に関する事項

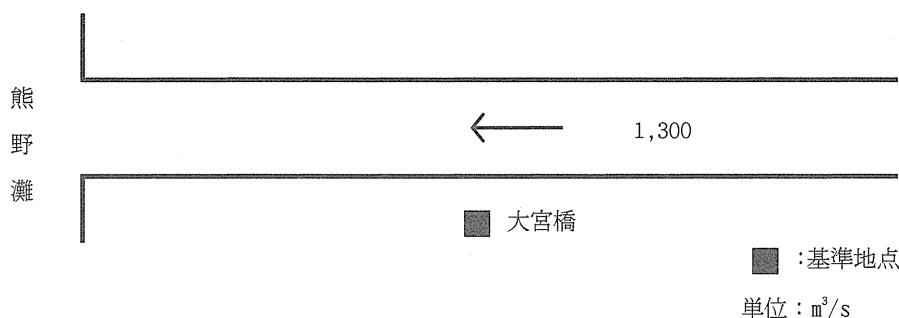
基本高水は、過去の洪水実績、洪水防御地域の人口、資産状況等の社会的重要度や県内バランスを考慮してピーク流量を基準地点（大宮橋）において1,700m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により400m³/sを調節して河道への配分流量を1,300m³/sとする。

基本高水のピーク流量等一覧表 単位：m³/s

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
太田川	大宮橋	1,700	400	1,300

(2)主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点（大宮橋）において1,300m³/sとする。



太田川計画高水流量図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位および計画横断形に係る川幅は、次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅一覧表

河川名	基準地点	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	概ねの川幅 (m)
太田川	大宮橋	2.29	5.73	85

注) T.P. : 東京湾中等潮位
(昭和 47 年水準点成果による)

なお、計画高潮位は T.P.+2.10m とする。

(4) 主要な地点における流水の正常な機能の維持に必要な流量に関する事項

太田川での既得水利権は、許可水利として水道用水、慣行水利として農業用水がある。過去、渇水時においても被害は発生していない。流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、流況、取水実態等を明らかにし、動植物の生息、景観等の観点から総合的に判断のうえ決定し、維持に努めるものとする。